

## 草加市建設工事情報共有システム試行要領

### (目的)

第1条 本要領は、草加市建設部が発注する建設工事（営繕工事を除く。以下同じ。）において、工事情報共有システムを試行するに当たり必要な事項を定め、工事期間中における受発注者の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事情報共有システム 公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 受注者 発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。
- (3) 発注者 受注者と情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、担当監督員）を主に指す。
- (4) 帳票 埼玉県土木工事共通仕様書で定義される「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」又は「通知」の行為に必要な工事記録及びその添付資料をいう。

### (対象工事)

第3条 工事情報共有システム活用の対象工事は、原則、発注者が指定する工事とし、別紙明示例を参考に公告文及び特記仕様書に工事情報共有システム活用の対象工事について明示する。

- 2 発注者は、前項に規定する工事以外の工事について、受注者から工事情報共有システム活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合には、工事情報共有システム活用の対象工事とすることができる。

### (工事記録等の取扱い)

第4条 工事情報共有システムによる工事記録等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同様の処理を行うことが可能であることから、工事情報共有システムで処理した工事記録等も「書面」とみなすことができる。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、工事期間中においては工事記録等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、工事情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録を各工事記録に記録するものとする。

(対象とする帳票)

第5条 工事情報共有システムにおいて対象とする帳票は、別紙「工事情報共有システム対象書類一覧表」を参考に、受発注者間で協議により決定するものとする。

(帳票の共有範囲)

第6条 工事情報共有システムで処理する帳票は、次に掲げる者に対し共有できるものとする。

- (1) 発注者、発注課所の関係者及び工事検査員
- (2) 受注者及び主任技術者等の関係者

(帳票の回議・承諾)

第7条 帳票の帳票の回議・承諾は、工事情報共有システム上で行うことを原則とする。

- 2 工事情報共有システムは、最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認及び書類修正が可能となるので、これらの機能を積極的に活用すること。

(検査)

第8条 工事情報共有システムで処理した帳票の検査は、電子検査（電子データを利用した検査をいう。）を原則とするが、実施に当たっては、「別紙 工事情報共有システム事前協議チェックシート」を参考に受発注者間で協議し、決

定するものとする。

(検査後の帳票等の納品)

第9条 工事情報共有システムにおいて処理を行った帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、受注者は、工事検査日の翌月までの間、工事情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(工事情報共有システムの選定)

第10条 工事情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすもの(国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」の最新版を参照)であること。
- (2) 第5条で定めた帳票について、草加市建設工事請負契約約款、草加市工事監理業務委託契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書、草加市建設工事監督規則等に基づく様式に対応可能であること。ただし、様式の条番号、様式番号、注意書きの内容又は有無、フォントの差異及び罫線の種類については問わない
- (3) 工事検査日の翌月まで、工事情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。
- (4) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。
- (5) LGWAN-ASP対応が可能であること。

2 使用する工事情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(工事情報共有システム利用に係る経費)

第11条 工事情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、受注者の負担とし、「埼玉県土木工事積算基準」に基づき共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含むものである。

(セキュリティ関係)

第12条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理、ウィルス対策、個人情報等機密情報の管理及び工事関係データの管理等を徹底し、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守するものとする。

(その他)

第13条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」(国土交通省)又は「埼玉県土木工事書類スリム化ガイドライン」(埼玉県県土整備部建設管理課)を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行する。

(参考) 特記仕様書の明示例【発注者が指定する工事】

1 工事情報共有システムの活用

本工事は、情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）の試行工事である。

なお、実施に当たっては『草加市建設工事情報共有システム試行要領』に基づき行うものとし、あらかじめ市のホームページを参照すること。

(参考) 特記仕様書の明示例【発注者が指定する工事以外のもの】

1 工事情報共有システムの活用

本工事は、受注者が希望する場合、契約後の受発注者間の協議に基づき、情報通信技術を活用し、情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用できるものとする。

なお、実施に当たっては『草加市建設工事情報共有システム試行要領』に基づき行うものとし、あらかじめ市のホームページを参照すること。

(参考) 公告文の明示例【発注者が指定する工事】

本工事は、情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用する工事である。